

～人事委員会勧告(関連資料)～

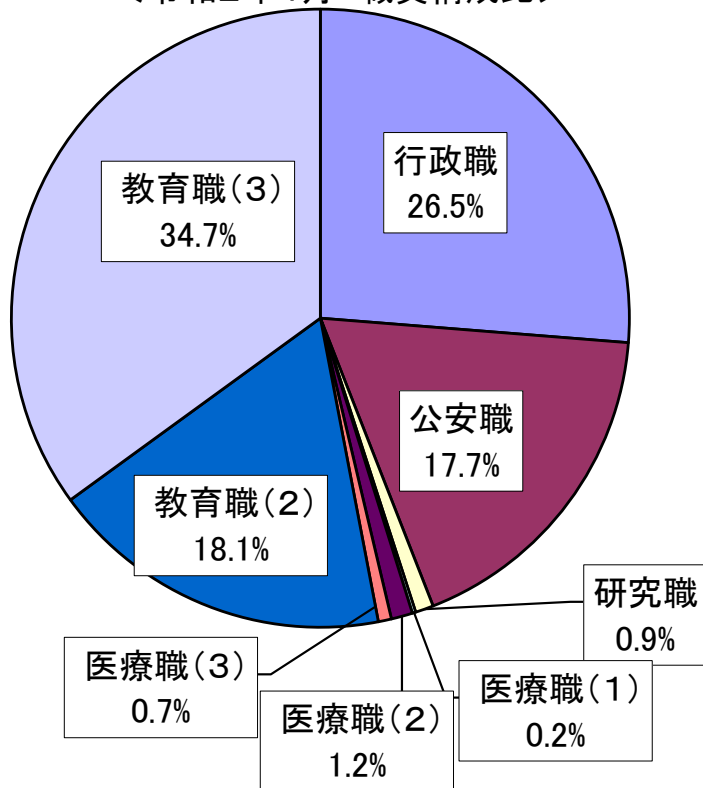
- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 本年の勧告のポイント

令和2年10月
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。
 ・職員数は、17,126人であり、昨年より38人の減（行政職については、4,534人で昨年より26人の増）

<令和2年4月 職員構成比>



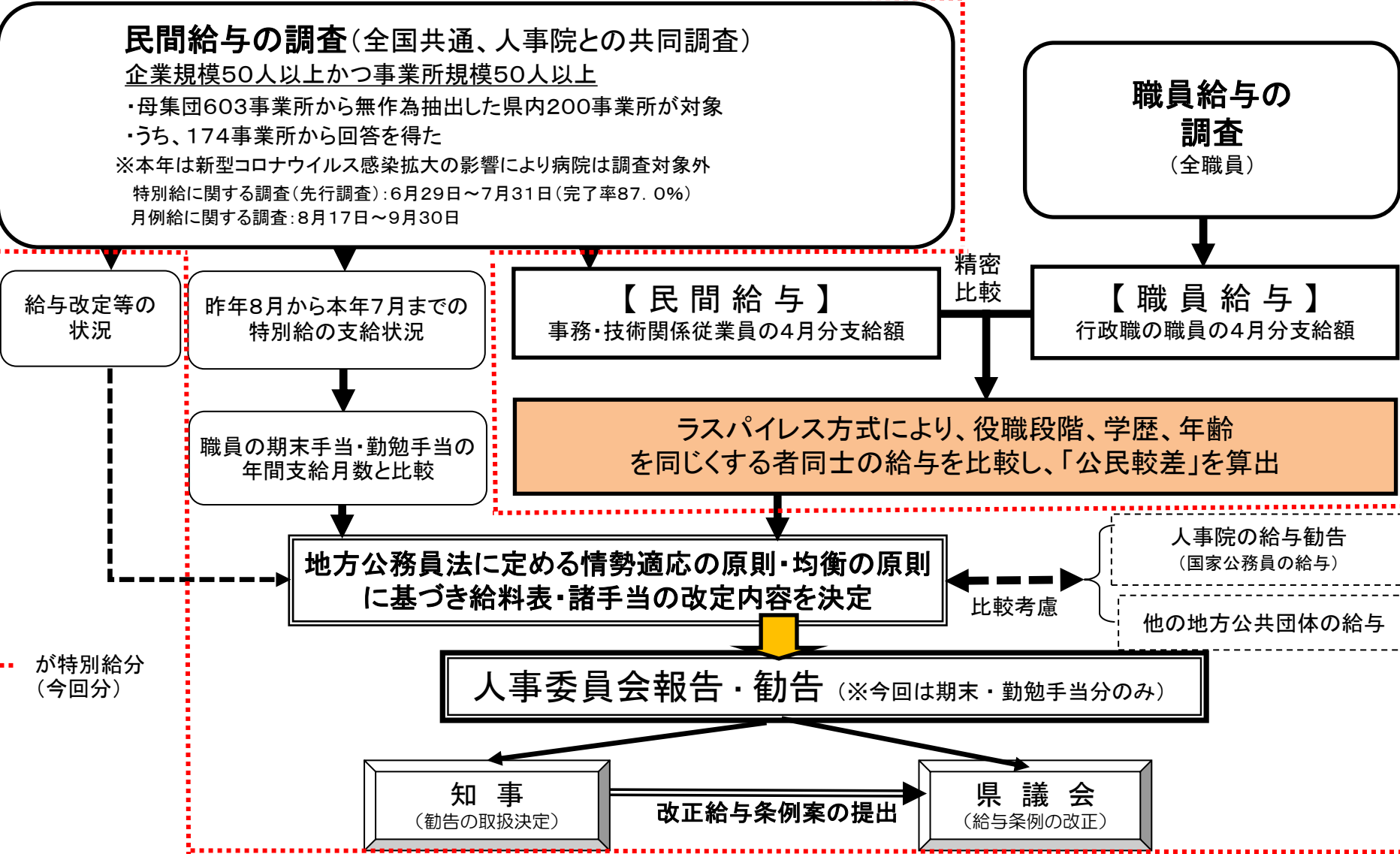
| 項目 | 職 員 数 | | |
|--------|---------|---------|------|
| | 本年 | 昨年 | 増減 |
| 行政職 | 4,534人 | 4508人 | +26人 |
| 公安職 | 3,026人 | 3,054人 | ▲28人 |
| 研究職 | 157人 | 163人 | ▲6人 |
| 医療職(1) | 31人 | 31人 | 0人 |
| 医療職(2) | 198人 | 192人 | +6人 |
| 医療職(3) | 123人 | 118人 | +5人 |
| 教育職(2) | 3,107人 | 3,090人 | +17人 |
| 教育職(3) | 5,950人 | 6,008人 | ▲58人 |
| 合計 | 17,126人 | 17,164人 | ▲38人 |

(令和2年年4月1日現在)

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中等の職員を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。
※今回の勧告は、特別給(期末手当・勤勉手当)に関するもののみ(下図破線部分)。月例給については、別途必要な報告・勧告を実施予定。



3 本年の勧告のポイント

ボーナスを引下げ

- 期末手当・勤勉手当(ボーナス)を引下げ(△0.05月分)

期末手当・勤勉手当

- 民間ボーナスとの均衡を図るため、支給月数を0.05月分引下げ、年間4.45月に改定(現行4.50月)

※ 今回の勧告後の平均年間給与(行政職給料表) 5,992,000円 (勧告前との差 △19,000円程度)

参考:近年の改定状況

| 内容等 勧告年 | 公民較差 | 月例給 | 期末手当及び勤勉手当 | | 行政職職員の平均年間給与 | |
|------------------|----------|----------|------------|--------|--------------|--------|
| | | 改定率 | 年間支給月数 | 対前年比増減 | 増減額 | 率 |
| 平成22年 (2010年) | △0.10% | △0.10% | 3.95月 | △0.20月 | △8.3万円※ | △1.4%※ |
| 平成23年 (2011年) | △0.28% | △0.28% | 3.95月 | — | △1.7万円※ | △0.3%※ |
| 平成24年 (2012年) | 0.01% | 勧告なし(注1) | 3.95月 | — | — | — |
| 平成25年 (2013年) | 0.05% | 勧告なし(注2) | 3.95月 | — | — | — |
| 平成26年 (2014年) | 0.55% | 0.55% | 4.10月 | 0.15月 | 9.0万円 | 1.5% |
| 平成27年 (2015年) | 0.34% | 0.34% | 4.20月 | 0.10月 | 5.9万円 | 1.0% |
| 平成28年 (2016年) | — | 勧告なし(注3) | 4.20月 | — | — | — |
| 平成29年 (2017年) | 0.33% | 0.32% | 4.40月 | 0.20月 | 9.4万円 | 1.6% |
| 平成30年 (2018年) | 0.19% | 0.19% | 4.45月 | 0.05月 | 2.9万円 | 0.48% |
| 令和元年 (2019年) | 0.11% | 0.10% | 4.50月 | 0.05月 | 2.5万円 | 0.42% |
| 令和2年 (2020年) | (別途勧告予定) | | 4.45月 | △0.05月 | △1.9万円 | △0.3% |

(※ 平成22～23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

- (注1) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり
(注2) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり
(注3) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり